

“男女共同参画”から見る 事業所の意識・実態は どうなっているのでしょうか？

知りたい！教えて！
男女共同参画。



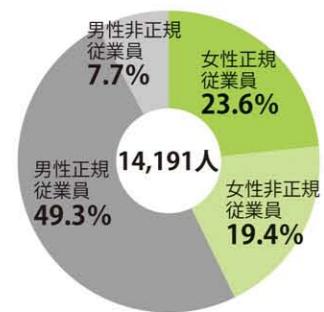
事業所の担当者にお聞きしました

■調査の概要

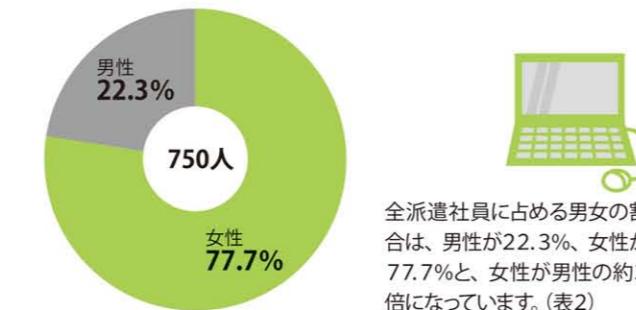
- ・調査対象：従業員5人以上の市内事業所500社を無作為抽出
- ・調査期間：平成21年7月28日～8月31日
- ・調査基準日：平成21年7月1日
- ・有効回収数：261
- ・有効回収率52.2%

1. 全従業員、全派遣社員に占める男女の割合は？

■全従業員に占める男女の割合（表1）



■全派遣社員に占める男女の割合（表2）



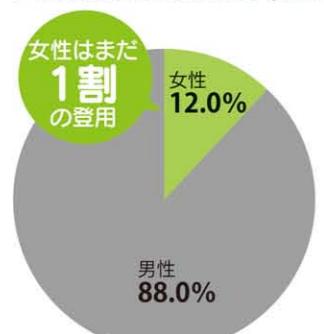
全従業員に占める男女の割合は、男性57.0%（正規従業員49.3% 非正規従業員7.7%）で、女性は43.0%（正規従業員23.6% 非正規従業員19.4%）となっており、男性に比べ女性の非正規従業員の割合が多くなっています。（表1）



全派遣社員に占める男女の割合は、男性が22.3%、女性が77.7%と、女性が男性の約3倍になっています。（表2）

2. 女性の管理職の登用状況は？

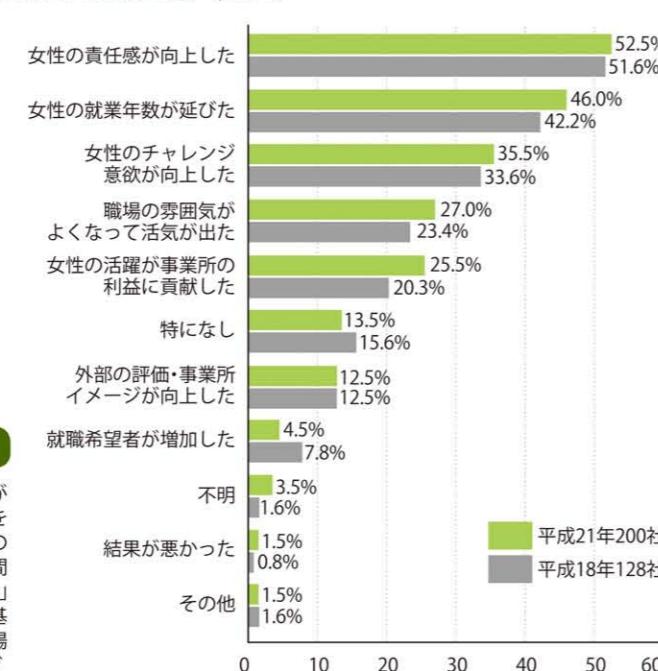
■女性の管理職の割合（表3）



管理職登用人数	
管理職者数	3,624人
女性管理職者数	435人
登用率	12.0% (前回9.3%)

3. 男女共同参画の職場とするため、事業所で積極的な改善に取り組んだ結果は？

■改善に取り組んだ結果（複数回答）（表4）

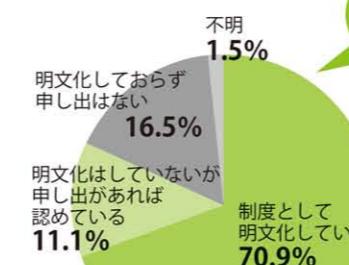


取り組んだこと

「性別により評価することがないよう人事評価基準等を明確にする」「仕事と家庭の両立ができるよう労働時間や配置・転勤等を配慮する」「男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し等、職場環境・風土を改善する」など

4. 育児休業制度と介護休業制度は、どのくらいの事業所で就業規則などに規定している？

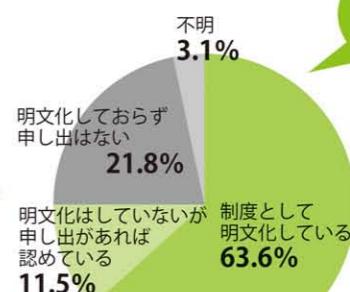
■育児休業制度（表5）



育児休業制度は
7割
が規定



■介護休業制度（表6）

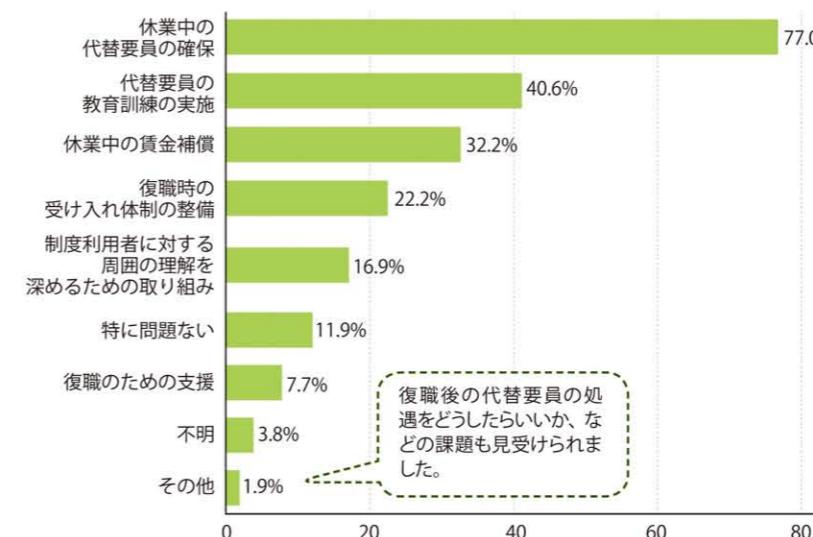


介護休業制度は
6割
が規定

就業規則などに育児休業制度を規定していない事業所は約3割、介護休業制度については約4割となっています。（表5・表6）

5. 育児休業制度・介護休業制度の活用を進める上で課題となることは？

■育児休業制度と介護休業制度の課題（表7）



育児・介護休業制度活用上での課題については、「休業中の代替要員の確保」をトップに「代替要員の教育訓練の実施」「休業中の賃金補償」と続いています。（表7）

育児休業制度について

育児休業制度とは…

男女を問わず、1歳に満たない子（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで）を養育する労働者に、申出により一定期間、子1人につき1回の育児休業が認められます。

介護休業制度について

介護休業制度とは…

男女を問わず、家族の介護を行う労働者に、申出により通常93日まで、対象家族1人につき、要介護状態に至ることに1回の介護休業が認められます。

6. 男女共同参画を進めるに当たって、今後行政が力を入れていくべきことは？

■力を入れていくべきこと（複数回答）（表8）

